

◎新潟県告示第22号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前																					
<p>1 新潟県指定金融機関</p> <p>(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四北越銀行 県庁支店</td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）</td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位置	第四北越銀行 県庁支店	新潟市	名 称	主たる事務所の位置	第四北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市	<p>1 新潟県指定金融機関</p> <p>(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四銀行 県庁支店</td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）</td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位置	第四銀行 県庁支店	新潟市	名 称	主たる事務所の位置	第四銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市				
名 称	位置																						
第四北越銀行 県庁支店	新潟市																						
名 称	主たる事務所の位置																						
第四北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市																						
名 称	位置																						
第四銀行 県庁支店	新潟市																						
名 称	主たる事務所の位置																						
第四銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市																						
<p>2 新潟県指定代理金融機関</p> <p>公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大光銀行 新潟支店</td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	大光銀行 新潟支店	新潟市	<p>2 新潟県指定代理金融機関</p> <p>(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北越銀行 新潟県庁支店</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td>大光銀行 新潟支店</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）</td> <td>長岡市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	北越銀行 新潟県庁支店	新潟市	大光銀行 新潟支店	〃	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	長岡市						
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																						
大光銀行 新潟支店	新潟市																						
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																						
北越銀行 新潟県庁支店	新潟市																						
大光銀行 新潟支店	〃																						
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																						
北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	長岡市																						
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）</p> <p>公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新井信用金庫の全店舗</td> <td>妙高市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	新井信用金庫の全店舗	妙高市	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）</p> <p>公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新井信用金庫の全店舗</td> <td>妙高市</td> </tr> <tr> <td>商工組合中央金庫 新潟支店</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td>〃 長岡支店</td> <td>長岡市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	新井信用金庫の全店舗	妙高市	商工組合中央金庫 新潟支店	新潟市	〃 長岡支店	長岡市	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																						
(略)	(略)																						
新井信用金庫の全店舗	妙高市																						
(略)	(略)																						
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																						
(略)	(略)																						
新井信用金庫の全店舗	妙高市																						
商工組合中央金庫 新潟支店	新潟市																						
〃 長岡支店	長岡市																						
(略)	(略)																						